

令和 2 年 6 月 23 日

魚介類の名称のガイドライン一部改正案等に関する意見募集について

1 意見募集の対象

- ・ 魚介類の名称のガイドライン一部改正案
 - ・ 魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領案
- <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080055&Mode=0>

2 意見募集の趣旨

- ① 「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号）の別添「魚介類の名称のガイドライン」について、新たな魚種の輸入・流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更など、魚介類の名称を巡る状況が変化していることを受け、令和元年度に、魚介類のうち検討体制の整った魚類について改正に向けた検討を行ったところであり、その検討結果を受け、所要の改正を行う必要があること
- ② 魚介類の名称のガイドラインにおいて、魚介類の名称は、原則として種名を標準和名で表示することを基本としているところであるが、新たに海外から輸入・流通される種など、標準和名が付けられていない種については、その表示を行うことができない状況にある。こうした中で、魚介類の名称の表示の円滑化を図るとともに、適正な食品表示に資するよう、魚介類のうち実施体制の構築が可能となった魚類について、事業者が新たな標準和名を提唱することを可能とする手順を策定する必要があること

を踏まえ、消費者庁では、「魚介類の名称のガイドライン一部改正案」及び「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領案」を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください）。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和 2 年 6 月 23 日（火）から同年 7 月 7 日（火）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】職業（法人その他の団体にあつては業種）〔任意〕

【3】住所

【4】電話番号

【5】電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】御意見及びその理由（表題及び御意見を御記入ください。）

* 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

* FAX又は郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

（1）電子メールの場合

E-mail : i.shokuhin@caa.go.jp 宛て

* 電子メール件名を「魚介類の名称のガイドライン一部改正案等について」としてください。

（2）FAXの場合

FAX 番号 : 03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

* 表題を「魚介類の名称のガイドライン一部改正案等について」としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

* 封筒表面に「魚介類の名称のガイドライン一部改正案等について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。

<問合せ先>

消費者庁食品表示企画課

TEL : 03-3507-9223（直通）

FAX : 03-3507-9292

担当 : 金子、山口、伏見